

News Letter

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人

2025
January
Vol.223



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Ⅱ 木を見て森も見る

新年あけましておめでとうございます。

本年も、Plaza-i の変わらぬご愛顧をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

「システム思考」という言葉があります。「物事の全体像をとらえ、様々な要素とのつながりを把握したうえで、最も効果的な解決法へ向かうアプローチ」、「複雑に絡み合う多種多様な事柄を考慮し、物事を本質的な解決に導くための思考法」とされています。(Weblio 辞典)

「システム」の意味を改めて調べてみると、「複数の要素が体系的に構成され、相互に影響しながら、全体として一定の機能を果たす」「構造、組織、制度、体系、系統」(Weblio 辞典)とされており、「複数の要素」には、いわゆる IT 資産としてのハードウェアやソフトウェアのみならず、それを使用する人や組織、事業・業務の目的、規定や手続き、運用までもが含まれると解することができます。

「ソフトウェア」や「アプリケーション」、またそれらが扱う「データ」は、画面を通して目に見える「モノ」として捉えることができますが、複数の要素との関連や、「コト」(効用)まで含めた「システム」は、形として見えにくい部分が多く、その全体あるいは本質を捉えるには、それらを(自然)言語や図表などで文書化し、見える化することが肝要と史料します。

Plaza-i に置き換えると、Plaza-i そのものは、ソフトウェア(ハードウェアの対義語)あるいはアプリケーション(プログラムのかたまり)であり、それはそれで、バグの少ない高品質なモノであることが求められますが、それを事業・

Contents

- ・ [木を見て森も見る](#)
- ・ [USB 充電規格](#)
- ・ [業務で活用する Copilot](#)
- ・ [「無料ウェビナー」について](#)
- ・ [Plaza-i 機能紹介-共通操作](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [企業版ふるさと納税](#)
- ・ [税務行政のデジタル化への取組み](#)

業務の用に供するには、運用や外部システムとの連携など、内外の複数の要素と相互に関連して構成され、機能する Plaza-i システムといったところでしょうか。

昨今、DX の機運もあり、現状を革新するべく、「システム」開発の機会が増えています。

システムの「使い手」「作り手」双方が、「木を見て森を見ず」即ち、物事の局部、細部にこだわりすぎて全体や本質を錯誤してしまうことがないように、「システム思考」を気にとめつつ、Plaza-i システムの開発に従事していきたいと思いません。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

Ⅱ USB 充電規格

はじめに

USB は PC と周辺機器を接続するための規格として登場しましたが、給電機能を備えているため、携帯電話などを充電する用途にも使用されるようになりました。

しかし、当初の USB 規格は、充電目的での使用は想定されておらず、2.5W (5V x 500mA) の給電能力しかありませんでした。バッテリー容量の少ない初期の携帯電話(ガラケー)の充電なら、この給電能力でも過不足なかったのですが、大容量バッテリー搭載機器の充電には能力不足でした。

そこで、充電・給電用規格として「USB-BC」、「Quick Charge」、「USB PD」が登場しました。

今回は、この 3 種類の規格について解説します。

なお、「USB-BC (Battery Charging)」と「Quick Charge」は、その名前が示す通り充電のための規格ですが、「USB PD」

は、充電に加え、接続中のデバイスを稼働させるための電力を供給する目的もあります。

USB-BC (USB Battery Charging 1.2)

USB-BC 1.2 は、2010 年 10 月に標準化団体 USB-IF により策定された規格です。

USB-BC 規格では、電圧は 5V のままですが、最大電流が USB 2.0 の 3 倍の 1.5A に引き上げられ、最大 7.5W (5V x 1.5A) での充電が可能になりました。

USB-BC で充電することにより、バッテリー容量が 2500mAh 程度の古いスマホであれば、1.5~2 時間ほどで充電できます (カラのバッテリーをフル充電する場合)。但し、最近のスマホは大容量のバッテリーを搭載していることが多く、5000mAh のバッテリーを搭載している機種もあります。バッテリー容量が 5000mAh なら、充電に 3 時間は必要になります。

最大電流が 1.5A なのは、USB の元々の仕様が 500mA だった関係上、Type-A の USB ケーブルの一部は大電流を流すことを想定していない可能性があり、1.5A 以下であれば、どのような USB ケーブル (規格に準拠している限り) が使われても、発熱・発火のリスクは無く安全、という判断がなされたものと思われる。

※USB ケーブルに限らない話ですが、電力ケーブルに過剰な電流を流すとケーブルが発熱します。発熱が続けば発火する恐れがあります。

USB Type-A コネクタを持つ充電器にスマホやタブレット等を接続した場合、通常は USB-BC 規格で充電が行われます (後述の Quick Charge が使用可能な場合は除く)。

Quick Charge

Quick Charge は、スマホやタブレットを急速充電するための規格として米国 Qualcomm 社が独自に策定した規格です (USB 規格には含まれていません)。

後述の USB PD は USB Type-C 専用規格ですが、Quick Charge 1.0~3.0 は、従来の USB Type-A のケーブルでも使用可能な規格です。

Quick Charge は、2013 年にリリースされた Quick Charge 1.0 から始まりました。Quick Charge 1.0 は、最大 10W (5V x 2A) で充電する規格です。電流を USB-BC より多い 2A に引き上げています。Qualcomm としては、2A までなら殆どの USB ケーブルで問題なく充電可能という判断と思われる。

2015 年にリリースされた Quick Charge 2.0 は、電圧が 5V, 9V, 12V の可変になり、最大 18W で充電可能になりました。

2016 年にリリースされた Quick Charge 3.0 では、3.6V~20V の範囲で、200mV 刻みで電圧を調整可能になりました。これにより最適な電圧で充電することが可能になり、充電効率の改善が期待できます。

Quick Charge 3.0 の規格上の最大出力は 36W とされていますが、実際の製品では 18W (9V x 2A) までの充電器が殆どです。Type-A の USB ケーブルに大電流を流すことによるリスクを懸念しているのかもしれませんが。

その後、2017 年に Quick Charge 4 が、2020 年に Quick Charge 5 がリリースされました。

2020 年には、後述の PD-PPS と同様、20mV 刻みで電圧調整ができるように仕様変更した Quick Charge 3+ がリリースされました。

Quick Charge 1.0~3.0 は完全に独自規格でしたが、バ Quick Charge 4 以降は、過去のバージョンとの互換性を考慮しつつ、後述の USB PD に準拠する形になっています。

Quick Charge を使用して充電するためには、充電器と端末の両方が Quick Charge に対応している必要があります。

Qualcomm のチップセットは Android 端末で高いシェアを持っていますので、以前は、Android 端末の多くが Quick Charge に対応していました。現在は、Quick Charge に対応した Android 端末は減少傾向です。今後は USB PD に置き換えられていくと思われます。

USB PD (USB Power Delivery)

USB PD は、標準化団体 USB-IF により策定された規格です。電圧を可変にすることにより大電力の供給を可能にしました。

USB PD は、2012 年に最初の規格であるリビジョン 1.0 がリリースされました (この時点では従来の Type-A, Type-B ケーブルを用いる規格)。

2014 年にリリースされた USB PD リビジョン 2.0 では USB Type-C ケーブルがサポート対象に追加されました。

2015 年にリリースされた USB PD リビジョン 3.0 では USB Type-C ケーブルを用いることが必須要件になりました (Type-A, Type-B ケーブルは使用不可)。

現在流通している USB PD 対応製品は、リビジョン 3.0 規格、または、2021 年にリリースされたリビジョン 3.1 規格に準拠した製品です。現在はリビジョン 2.0 以前の規格は事実上使用されていません。

USB PD リビジョン 3.0 は、電圧が 5V, 9V, 15V, 20V の可変であり、最大 100W (20V x 5A) の給電をサポート可能です。さらに USB PD リビジョン 3.1 では、28V, 36V, 48V の電圧が追加され、最大 240W (48V x 5A) の給電をサポート可能になりました。但し、どの電圧・電流までサポートするかは、充電器側の仕様によります。

USB Type-C ケーブルは、電流に関しては、5A 対応ケーブルと、3A 対応ケーブルの 2 種類があります (USB Type-C ケーブルの規格上、3A 対応は必須)。

5A 対応ケーブルを用いることにより最大 240W (48V x 5A)、3A 対応ケーブルでは最大 60W (20V x 3A) の給電まで対応できます。

5A 対応の USB Type-C ケーブルは、そのケーブルの仕様が保存された e-Marker というチップを内蔵することが義務付けられています。そして、USB PD で給電を開始する前に e-Marker から情報を読み取り、そのケーブルが 5A 対応かどうかを判断します。従って、e-Marker が無い 3A 対応ケーブルを接続した場合は、3A を超える電流が流れることはなく安全です。

USB Type-C コネクタを持つ充電器の殆どは、USB PD リビジョン 3.0 以降に対応していますが、給電能力は前述の通り充電器の仕様により様々です。

スマホ向けの小型の USB PD 充電器は 20W (9V x 2.22A) ~30W (20V x 1.5A) 程度ですが、ノート PC 向けの大きめの USB PD 充電器は、45W (20V x 2.25A) ~140W (28V x 5A) くらいの給電能力があります。一般的に、低出力の充電器は小型・低価格であり、高出力の充電器は大型・高価格になります。

ノート PC 向けの USB PD 充電器でスマホを充電することは特に問題ありませんが、スマホ向けの小型の USB PD 充

電器では、能力不足でノート PC の充電は出来ない場合がありますので、充電する機器に適した充電器を選ぶ必要があります。

現在は、多くの製品が USB PD に対応しているため、USB Type-C ケーブルで充電器と端末を接続すれば、殆どの場合で USB PD 規格で充電が行われます。

USB PD 対応製品が普及したことにより、機器ごとに専用充電器を用意する必要がなくなったこと、および、大電力の供給が可能のため、比較的短時間で充電できることは、USB PD の大きなメリットと言えます。

また、従来の USB による電力供給は、ホストからデバイスへの一方の給電しかできなかったのですが、USB PD は、双方向で給電可能な仕組みになっています。

例えば、USB PD に対応したモニターとノート PC を、USB Type-C ケーブルで接続した場合、ノート PC (ホスト) からモニター (デバイス) に映像信号を出力しつつ、デバイスであるモニターから、ホストであるノート PC に電力を供給できます。この場合、ノート PC には別途 AC アダプタを接続する必要が無く、ノート PC の配線をスッキリさせることができます。

但し、双方向で給電可能な仕組み上、USB PD 対応のモバイルバッテリーとスマホを USB Type-C ケーブルで接続した場合、スマホを充電するつもりが、逆にスマホからモバイルバッテリーに充電していた、という可能性があります。

USB PD による電力供給は、USB Type-C ケーブルを接続した際に双方の機器がネゴシエーションして、どちらが給電側になり、どちらが受電側になるかを決めるのですが、給電と受電、両方が可能な機器同士を接続した場合、かつ両方も AC 電源に接続していない場合、設定によっては、使用者の意図とは異なる方向に給電される可能性があります。そのような場合、給電方向が意図通りになるよう、適切に設定する必要があります。

PD-PPS

PD-PPS は、USB PD リビジョン 3.0 のオプション規格として追加された規格です。PPS とは「Programmable Power Supply」の略語です。

USB PD の電圧は、前述の通り 5V, 9V, 15V, 20V, 28V, 36V, 48V の可変ですが、PD-PPS では、3.3V~21V の範囲で、20mV 単位で電圧を細かく調整できるようになりました。これにより、Quick Charge 3.0 以降と同様、最適な電圧で充電することが可能になり、充電効率の改善が期待できます。

PD-PPS を使用して充電するためには、充電器と端末の双方が PD-PPS に対応している必要があります。

Quick Charge 3.0 以降や PD-PPS の電圧を細かく調整する機能は、バッテリーの充電という観点では極めて有効な機能なのですが、その詳しい解説は、紙幅の都合もありますので、またの機会にしようと思います。

II 業務で活用する Copilot

Copilot について

2023 年 9 月から Microsoft 社が提供しておりますので、既に業務で活用されている方も多くいらっしゃるかと存じます。筆者も少しずつ業務で使用していますが、現時点でどのような機能が利用できるか改めて検証してみました。Copilot は Microsoft 社が提供する AI アシスタントツール

で、ツールの裏では GPT-3、GPT-4 という言語モデルを使用して動作します。GPT-4 に関しましては、弊社 News Letter の 7 月号をご参照いただければと存じます。Copilot にはいくつか種類があり、通常の Windows11 で無料搭載されている Copilot in Windows と呼ばれるもの、それと有償版の Copilot for Microsoft365 が大きく分けて提供されています。前者は最近の Windows11 端末には標準搭載されており、端末によってはショートカットキーも用意されているようです。この無料プランはアクセス集中時には GPT-3.5 になることがあるようです。無料版、有料版をそれぞれ見ていきます。

Copilot in Windows

Windows11 に組み込まれている無料で使用できる Copilot となります。デスクトップ版のみでなく Web ブラウザである Microsoft Edge のサイドバーから利用することが可能となります。インターネットの情報を元にして、会話形式で情報収集することができます。主なメリットとしては問い合わせの低減や毎回 Google で検索する手間を削減、効率化することがあげられるかと思えます。実際筆者も業務で利用する際はログの解析や誤字、脱字のチェックをする際によく利用しております。ログの解析などはうまくヒットせずに時間を要していましたが、纏まった情報を出してくれるので短縮されたと感じております。その他便利な機能といたしましては、PDF ファイルを Edge で開けばその PDF ファイルの要約を行うことができ、誤字や脱字といった文書をレビューすることが可能なようです。

Copilot for Microsoft365

Microsoft365 に組み込まれた Copilot となります。Copilot in Windows と大きく異なる点は有料版という点です。

Microsoft365 の Word や Excel などから Copilot を呼び出し、ファイルの編集や作成することができます。ファイルは必ず SharePoint や OneDrive に保存する必要があります。PowerPoint のファイルから試しに Copilot を使用して、レイアウトを作成してみました。PowerPoint を起動し、「以下についてのプレゼンテーションに置き換える」を選択します。



プロンプト画面にネットワーク構成図を作成してくださいと入力します。スライド生成ボタンを押します。数十秒程度で 27 ページ分のスライドが生成されました。資料のたたき台を作成するツールとして活用できそうです。その他に便利な機能としては、社内の Word 文書をベースにパワーポイントに置き換えることもできます。



76P ほどのシステム管理者様向けの導入説明書をパワーポイントに変換するのに、1 分かからない程度で変換できました。その他便利な機能といたしましては、Excel のデータを分析することも可能です。試しに 100 行程度の Excel を集計し、グラフ化させたところ、こちらも数秒程度で出力されました。今回は操作できなかったのですが簡単な紹介となりますが、Outlook での下書き作成や Teams の会議の要約など多岐にわたって Copilot の機能が展開できるようです。IT に精通しなくても、Copilot の機能を利用すれば、様々な用途に応用できると感じます。筆者のプロンプト指示の問題かもしれませんが、直接文書の誤字、脱字などの修正までは流石に行えないようでしたので、今後の機能拡張に期待したいです。

Copilot を使用する際の注意点

Copilot は便利ですが、使い方にいくつか注意が必要です。ネット上から情報を拾ってくるので、その情報が正しいのか確認する必要があります。基本的には Copilot に尋ねた際にソースの URL が表示されますので、ソースの URL を見て確認する必要があります。また個人情報を入力しない、著作権侵害に気を付けるなど注意する必要があります。注意点はあるものの、Microsoft 社は 2025 年度に AI 向けのデータセンターに注力するとのアナウンスを先日出してありました。今後数年でさらに機能が拡張され使い方によっては便利になっていくのではと見ております。

II 「無料ウェビナー」について

はじめに

平素は、Plaza-i システムをご利用いただき、誠に有り難うございます。弊社では、ユーザー様向けに定期的に無料ウェビナーを実施しています。

ウェビナーでは何をやるの？

ウェビナーでは、新しく Plaza-i へ実装されたメニューのご紹介や、ユーザー様にご好評の機能を中心に、実際の画面をご覧頂きながら紹介しています。どのような機能が業務効率化につながるのか、そのヒントにもなれば幸いです。既にご利用中のお客様で、まだ使われていないメニューを活用されたい方、また「Plaza-i」でどんな便利機能を実装しているか勉強されたい方におすすめます。実施時間は約 20 分程度になります。



ご紹介させて頂く内容によっては、事前にセットアップが必要なメニューや、有償作業でのご提案となる場合がございますので予めご了承下さい。

無償カウンセリング

この度、弊社では Plaza-i 品質向上と更なる活用推進のため、無償カウンセリングを実施しています。お客様のご利用状況を伺い、課題解決のご提案をさせていただきたいと存じます。ぜひともこの機会に Plaza-i のより積極的な活用をご検討いただき、御社業務の効率化に役立てていただければと存じます。遠方のお客様につきましても無料通話ツール等を利用してヒアリングなどさせていただきますのでお気軽にご相談ください。

おわりに

ウェビナーお申込み詳細は、弊社 HP 下記サイトより承っております(<https://corp.ba-net.co.jp/seminar>)。また、無料カウンセリングのお申込み、その他ご質問などございましたら、お気軽にサポート窓口 03-5520-5330(内線 72)(support@ba-net.co.jp)までお問い合わせください。今後もサービス向上に努めてまいりますので、引き続き Plaza-i をご愛顧の程、何卒、宜しく願い申し上げます。

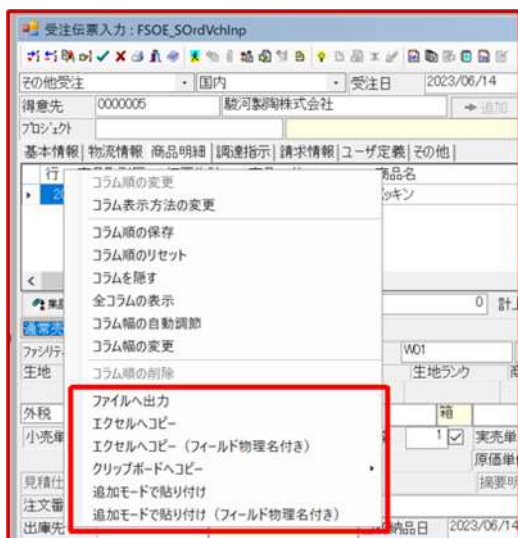
II Plaza-i 機能紹介-共通操作

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。今回は、Plaza-i が少し使いやすくなる共通操作に関する機能をご紹介します。

グリッド画面の活用-転送と貼り付け

Plaza-i を利活用する上で欠かすことのできないグリッドについて、コラムヘッダ上で右クリックし、「エクセルへコピー」や「ファイルへ出力」で転送し利用されているユーザー様も多いかと存じます。



出力したファイルはデータとしてだけでなく、Plaza-i 上でデータを新規作成するフォーマットとしても活用することができます。

コラムヘッダ上で右クリックすることで表示するコンテキストメニューに、V2.03.12 から追加された「追加モードで貼り付け（フィールド物理名付き）」を利用すると、エクセルファイルで準備したデータをコピーして、Plaza-i のグリッドに貼り付け（新規行を作成）することができます。また、（フィールド物理名付き）メニューを選択することで、Plaza-i がフィールドを自動的に識別して貼り付けることができます。これを利用し、グリッドを転送したエクセルファイルのデータ部分を修正し、貼り付け元のファイルとして準備すれば、エクセル上でデータを編集できるため、内容によっては複数明細行の追加を Plaza-i 上で行うより、効率的に行うことができます。

また、V2.03.31 からは追加モードでの貼り付けをエクセルや csv ファイルからグリッド上にドラッグ&ドロップで行うことができるようになり、さらに利便性を向上させています。

ドラッグ&ドロップによるファイル添付

各種伝票やマスター画面で対応しているファイル添付機能について、V2.03.34 からドラッグ&ドロップで添付ファイルを指定できる機能に対応いたしました。

今までは添付したいファイルを、フォルダを辿って指定する必要がありましたが、添付したいファイルを元画面の添付ボタンやファイル添付画面グリッド上のファイル名の列タイトル部分等にドラッグ&ドロップするだけで指定が可能です。

おわりに

各機能の詳細はユーザーズガイド、CMN 操作編（章）、活用機能（節）、グリッド画面の活用（項）および CMN 管理者編（章）、伝票ファイル添付機能（節）、ドラッグ&ドロップによる操作方法（項）をご覧ください。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート窓口 03-5520-5330(内線72)(support@ba-net.co.jp)までお問い合わせください。

|| Plaza-i 最新バージョン情報

2025 年 1 月 22 日現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

II 企業版ふるさと納税

1. はじめに

平成 28 年度税制改正により地方創生応援税制、いわゆる「企業版ふるさと納税」が創設されました。その後、令和 2 年度の税制改正において、従来、寄附額の最大約 6 割であった税額軽減額が約 9 割に増加し、企業側からみて、より利用しやすい環境が整ったといえます。

本稿は、制度の概要と仕組みに加え、昨年 12 月に公表された令和 7 年度税制改正大綱における改正内容も含めてご説明致します。

2. 概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の「地方創生プロジェクト」に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除等をする仕組みです。

内閣府からの公表資料によると、令和 2 年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、令和 5 年度の寄附実績は、金額が令和 4 年度比約 1.4 倍の約 470 億円、件数が約 1.7 倍の 14,022 件となり金額・件数ともに大きく増加しています。また、令和 5 年度に寄附を行った企業数は 7,680 社となり、令和 4 年度と比較して約 1.6 倍に増加しており、これらの数値をみると、企業版ふるさと納税について企業の関心が高まっていることが伺えます。

3. 税額軽減の仕組み



上図のように、企業版ふるさと納税の税額軽減額は、寄附金の損金算入による「所得控除」と「税額控除」の 2 つの制度から構成されています。

(1) 寄附金の損金算入（所得控除）

法人が国又は地方公共団体に対する寄附金を支出したときは、原則として、支出した全額が損金の額に算入されます。そのため、法定実効税率（約 3 割）分の軽減効果を受けることができます。

(2) 税額控除

対象法人は、青色申告書を提出する法人となります。

① 法人住民税

寄附額の 4 割を税額控除

（法人住民税法人税割額の 20% が上限）

② 法人税

法人住民税で税額控除額が 4 割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の 1 割を限度。

（法人税額の 5% が上限）

③ 法人事業税

寄附額の 2 割を税額控除

（法人事業税の 20% が上限）

(3) 申告上の留意点

① 法人税

確定申告書に、明細書（別表 6 (22)「認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書」）の添付及び受領証の保存

が必要となります。

③ 地方税

住民税及び事業税の確定申告書に、明細書（第 7 号の 3 様式、第 20 号の 5 様式）及び受領証の写しの添付が必要となります。

4. 活用による効果

企業版ふるさと納税の活用により、寄附を行う企業として、税額軽減の他に下記のような効果が期待できます。

- ・ SDGs など社会貢献活動の PR
- ・ 創業地等の地域への恩返し
- ・ 地方公共団体等との新たなパートナーシップの構築

5. 活用にあたっての留意事項

- ・ 1 回あたり 10 万円以上の寄附が対象となります。
- ・ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ・ 本社（主たる事務所又は事業所）が所在する地方公共団体への寄附については本制度の対象となりません。次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
 - 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村※

※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

6. 令和 7 年度税制改正の内容

現行制度は適用期限について、令和 7 年 3 月 31 日までとされていますが、令和 7 年度税制改正大綱により、令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間、適用期限が延長される方針となっています。また、地方自治体が寄附を行った企業に対して便宜を図るなど不適切事案も発生していることを踏まえ、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の制度の健全な発展のために、下記の措置が講じられることになりました。

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 寄附活用事業に係る契約等が寄附者の特定の法人関係者のみである場合など、一定の契約に該当するときは、認定地方公共団体は内閣総理大臣に報告するとともに、寄附者である法人名を公表する。
- 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により契約の相手方を選定した場合には、その寄附活用事業に係る契約の相手方を公表する。

➢ 7. おわりに

制度の詳細や寄附先の選定などについては企業版ふるさと納税ポータルサイトをご確認ください。

https://www.chisou.go.jp/tiki/tikisaisei/kigyuu_furusato.html

II 税務行政のデジタル化への取り組み

1.はじめに

人手不足による業務効率化への対策が求められる昨今において、企業内におけるデジタル化の取り組みは必須となっています。また、新型コロナウイルス感染症への対応や経済社会のデジタル化・国際化等へ対応するために、税務行政においてもデジタル化が急速に進められています。本稿では、近年の国税庁における税務行政のデジタル化への取り組みについて紹介していきます。

2.デジタル化施策の指針

国税庁では、税務行政のデジタル化の指針として「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション -税務行政の将来像 2023-」を公表しており、以下の3つを柱として施策を進めています。

(1) 納税者の利便性向上

納税者目線を徹底し、スマートフォン、タブレット、パソコンなどの納税者が使い慣れた電子機器を使用して、手続きを簡単・便利に行うことができる環境の整備を進めていく方針としています。あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会の実現を目指しています。

(2) 課税・徴収事務の効率化・高度化

AIやオンラインツール等の活用、データ分析、地方公共団体や金融機関などの関係機関への照会などのデジタル化を進めていく方針としています。データ活用によって課税・徴収業務の効率化・高度化を図り、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指しています。

(3) 事業者のデジタル化促進

納税者に役立つデジタル関係施策の網羅的でわかりやすい周知・広報や、関係民間団体・関係省庁等との連携・協力を進めていく方針としています。国税庁として、デジタル化への積極的な取り組みを実施することで、事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化の促進を目指しています。

3.納税者の利便性向上について

納税者の利便性向上に向けての取り組みのうち、主な対応を紹介します。

(1) キャッシュレス納付の利便性向上

近年、確定申告や予定納付に係る納付書の事前送付が一部廃止となるなど、キャッシュレス納付の推進が行われています。キャッシュレス納付とは、①振替納税、②インターネットバンキング等による電子納税、③ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、④クレジットカード納付、⑤スマホアプリ納付の5つが挙げられています。毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続きを行う法人に対しては「ダイレクト納付」を、毎年所得税の確定申告を行う個人に対しては「振替納税」の利用勧奨を実施しています。

令和6年4月1日以降、e-Taxによる電子申告と併せてダイレクト納付を利用する意思表示を行うことで、法定納期限において予め登録した口座から自動的に引落しが行われるようになりました。従前までは、e-Taxによる電子申告後に別途納付指図を行う必要があり、納付漏れを生じさせる一因にもなっていました。電子申告手続き時に納付手続きも同時に行えるようになったことで利便性が向上していま

す。法定納期限当日にe-Taxによる電子申告を行った場合にはその翌日に口座引落しが行われますが、この場合においても、法定納期限に納付があったものとみなされます。なお、上記対応で納税可能な金額について、令和6年4月1日から2年間は1,000万円が上限とされ、その後も順次引き上げていくことが予定されています。

(2) 令和6年分の所得税確定申告に向けた利便性向上

個人の所得税確定申告については自宅からでも簡単・便利に確定申告が行える環境の整備が進められています。これまでも、確定申告時に必要な各種データの自動連携など納税者の利便性の向上に向けた様々な取り組みが行われてきました。令和7年1月からは、所得税の申告書の作成に関するすべての画面について、スマートフォンでもより操作のしやすい画面提供がされることとなりました。さらに、e-Taxにおいてもスマートフォン用電子証明書を利用することで、確定申告の手続きの際にマイナンバーカードの電子証明書を読み取らなくてもe-Taxの利用が可能になりました。まずはAndroidのみの対応に限られますが、順次iOSにも拡大していく検討が進められています。

4.課税・徴収事務の効率化・高度化について

税務調査に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に、オンラインツールの積極的な活用が進められています。既に一部の大規模法人を対象に試行的にリモート調査を実施しており、Web会議システムを用いたリモートでのヒアリング調査や、e-Tax・オンラインストレージサービスを利用した帳簿書類（データ）の受け渡しなどが検討されています。また、国、地方間のデータ連携の対象範囲拡大、金融機関等に対する預貯金等のオンライン照会の拡大も進められています。

5.事業者のデジタル化促進について

税務手続きのデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策も進められています。

事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関するもの、バックオフィスで処理するもの）について一貫したデジタル処理を可能とすることにより、事業者におけるヒューマンエラー等の防止による正確性の向上や、事務の効率化による生産性の向上等といったメリットが期待されます。近年では、国税庁と税理士会や関係団体等との連携協力が図られ、事業者のデジタル化への対応を促す取り組みが行われています。また、会計ソフトやAI-OCR、デジタルインボイスのほか、各種補助金等の周知・利用勧奨の情報発信も行われています。

今後も、デジタル化のメリットを訴求するリーフレット等で案内を行うほか、デジタルツールの導入事例などの動画等を作成し、国税庁ホームページでの掲載、各種説明会・研修会の実施をしていくことが予定されています。

6.終わりに

今回は税務行政のデジタル化について紹介させていただきました。直近では令和6年1月1日施行の電子取引データの保存義務化がありました。今後もデジタル化が進むことにより、経理業務・税務申告・納税等において更に利便性が向上することが期待されます。是非この機会に自社内の業務効率を見直し、経理業務・税務申告・納税等についてデジタル化の促進を検討してみてくださいはいかがでしょうか。